

第六章 尋問力

第一節 証言

- 一 ある法廷で
- 二 証言の意味
- 三 証言の間違いリスク

第二節 尋問のルールと誘導尋問

- 一 交互尋問
- 二 主尋問
- 三 反対尋問
- 四 再主尋問

第三節 禁じられた質問

- 一 誘導尋問
- 二 誤導尋問
- 三 その他

第四節 証人尋問に対する異議

- 一 主尋問に対する異議
- 二 反対尋問に対する異議

第五節 弁護士がすべき質問

- 一 証人の経験事実を、経験した状態で、質問する
- 二 十分に事前の打ち合わせをする
- 三 失敗すれば、潔く引く
- 四 証人の推測や憶測を極力排除する
- 五 君子の尋問

第六節 実務の現状と尋問力

- 一 実務の現状
- 二 尋問力

第一節 証言

一 ある法廷で

証人尋問例 1

A 弁護士 君は原告と被告を知っているよな。知っているだろう。

証人 は、はい。

A 弁護士 原告が被告にお金を貸したことも知っているね。知っているだろう。たしか 30 万円だったよな。

証人 は、はい。

ここで、相手方の弁護士から異議が出る。

B 弁護士 異議！誘導尋問です。

裁判官 異議を認めます。誘導尋問はしないで下さい。

A 弁護士は憤然たる面持ちで、いきなり、証人に向かって怒鳴る。

A 弁護士 君！君がはっきり言わないからボクが叱られるじゃないか！はっきり言ってくれ。はっきり！

証人 ……………

A 弁護士 たしか被告の細君が病気になったので、お金が入り用になったのじゃなかったのかね。

証人 はい。そうです。そのとおりです。

B 弁護士 異議あり！誘導尋問です。制止して下さい。

裁判官 異議を認めます。原告代理人！誘導尋問はしないでいただきたい。

A 弁護士、不満を露に、裁判官に向かって、

A 弁護士 これじゃあ、証人尋問はできないじゃないか！どう訊けと
いうんだね。

裁判官 とりあえず誘導尋問はしないでいただきたい。

A 弁護士が怒りを爆発させる。

A 弁護士 これじゃあ、何も訊けないじゃないか。尋問を終える！

記録を机に叩きつけながら、そう言い放った。

昭和 45 年頃の話です。

戦前検察官であったという A 弁護士は、何故、証人尋問をさせてもらえなかったのでしょうか？

その前に、証言とは、また、証人尋問とは何なのでしょう？

二 証言の意味

1. 経験事実

証人がする証言とは、証人が自ら経験したことを、裁判所で、宣誓の上、質問に答えて、語ることです。

証人が語る証人の経験は、

- ① 証人自らが直接経験した事実と、
- ② 第三者が経験した事実や客観的に存在した事実に関して、証人が五感の働き（見た・聞いた・臭いをかいだ・味わった・触った）によって感知した事実
があります。

証言で語る内容	
証人自身の経験事実	① 直接経験した事実 ② 他人の経験事実や客観的に存在した事実に関して、見聞きした事実

いずれも、証人の経験事実なのですが、②の場合、証人の経験事実は、第三者が経験した事実や客観的に存在した事実そのものではなく、それを証人の五感の働き、多くの場合は、“見た”“聞いた”という証人の経験によって認識した事実になりますので、その証言は、経験したときの状態で、すなわち“見た”“聞いた”という状態で語る必要があるのですが、証人尋問の現場では、意外にこのことが認識されておらず、証言が、次のように、第三者の経験した事実や客観的に存在した事実をその状態で語るものになっていることが実に多いのです。

2. 質問者が、証人が経験した状態で質問しないとき

(1) 第三者の経験事実

証人尋問例 2

質 問 〇 Aさんはその日証人が勤めている会社に行きましたか？
証 人 〇 はい。Aさんはその日私が勤めている会社に来ました。

この質問は、「Aさんが証人の勤める会社へ行きましたか」という質問ですので、Aさんの経験事実を質問するもので、証人の経験事実を質問するものにはなっていません。

最高裁判所の規則では、「証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問」は禁じられています。ですから、この質問は、規則違反になります。

この証言では、証人がAさんを会社で見かけたのか、そう思ったのかが明確ではありません。そこで、その点を明確にするために反対尋問を試みましょう。

反対尋問 〇 証人は会社でAさんに会ったのですか？
証 人 〇 いいえ。会ってはいません。
反対尋問 〇 では何故、Aさんは会社に来たと証言したのですか？
証 人 〇 〇 その翌日Aさんからそう聞いたからです。ですから、Aさんは私が勤務している会社に来たことは間違いありません。

読者は、証人尋問例2の「Aさんは来ていましたか？」という質問に対して、証人が「はい」と証言するのを聞くと、証人はAさんの姿を見たと考えるのではないかと思います。しかしながら、反対尋問でのやりとりを聞くと、その証人はAさんを見たのではなく、Aさんから聞いた話を事実だとして話していることが分かります。

一般の人は、日常会話で、第三者の経験などについて語る場合、見た、聞いた、という自分の経験した状態で表現するのではなく、見た、聞いたという経験を通して得た確信や判断を第三者の経験事実と認識し、その認識を語るの方が普通です。

このような習慣は、法廷で質問する場合にも出てきますので、上記のような質問や証言になるのです。

証人尋問例2の事例も、証人が、Aさんから聞いたという経験を通して、Aさんが会社に来たと判断し、その判断をAさんの経験事実だと認識し、その認識を証言したため、間違った証言をしたのです。

正しい質問は、
質 問 〇 証人は、その日証人が勤めている会社でAさんに会いましたか？
証 人 〇 いいえ。会っていません。

にならなければならないのです。この質問は、証人に「Aさんに会いましたか」という証人の経験を尋ねているからです。

(2) 客観的事実

証人尋問例3

質 問 ㊦あなたはその自動車の助手席に乗っていたと言われましたが、その車が某交差点に入ったとき、信号は何色でしたか？

証 人 ㊦青色でした。

この質問も、証人尋問例2と同じで、「信号は何色でしたか？」という客観的事実を尋ねる質問で、証人の経験した事実を尋ねていないので間違いです。反対尋問をしてみますとよく分かります。

反対尋問 ㊦あなたはその信号を見たのですか？

証 人 ㊦いいえ。見てはいません。

反対尋問 ㊦では何故、信号が青だったと証言したのですか？

証 人 ㊦私は助手席でうつらうつらしていたのですが、車はその交差点手前には止まりませんでした。ですから、信号は青でした。

この証言は、証人が、車が信号機の手前で停止しなかったという、おぼろげな記憶に基づいて、車が停止しなかったのだから信号は青だったのだらうという推論をたて、その推論を客観的事実だと認識し、その認識を語ったものですが、これは証人の経験事実を語ったものではないので、規則違反になります。

正しい、質問は

質 問 ㊦あなたはその自動車の助手席に乗っていたと言われましたが、その車が交差点に入るとき、信号を見ましたか？

証 人 ㊦いいえ。信号は見ませんでした。

になるはずです。この質問なら、証人に「見ましたか？」という証人の経験事実を尋ねているので正しいものになるのです。

(3) 推測や意見

証人尋問に関する規則には「証人の意見を求める質問」も禁じられています。

推測、憶測、想像などもすべてこの^{はんちゆう}範疇に入ります。

例1

問	Aさんはお金持ちですか（意見）？
答	はい。

これなど、証人の経験した事実を経験した形で語るという“証言”の呈をなしていません。

例1については、Aさんがお金持ちかどうかは証人の意見でしかなく、証人の経験事実を語ることになっていないからです。また、お金持ちかどうかは、感じる人の価値観とも関係します。年収数百万円の証人と、年収数千万円の証人では、同じ“お金持ち”という言葉であっても、意味は違ってくるはずです。ですから、例1の証言は、何を語っているのかが分からないのです。

例 2

問	Aさんは、Bさんの了解を得たのでしょうか？
答	さあ、了解は得ていないと思いますよ。(意見)
問	それはおかしいでしょう。だってAさんは、Bさんの了解があったととれる証言をしていますよ。(誤導尋問)

これも、証人の経験事実を尋ねる質問ではありません。意見を求める質問である上、「Bさんの了解があったととれる証言をしている」ことを前提にした誤導尋問になっています。誤導尋問については後述します。

例 3

問	Aさんが書いた この契約書の第5条のこの言葉の意味は何ですか？
答	〇〇〇〇という意味じゃないですか。(意見)
問	そうだとすれば、それは間違いですね？(誤導)
答	そうですね。間違っていますね。(意見)
問	では、正しい内容で書くと、どうなりますか？ (間違っていることを前提の尋問なので、誤導)

実務ではこのような規則違反の質問も見られます。

証人尋問は、真相を明らかにする場です。事実を語る場所であって、推測・憶測・想像・意見を語る場所ではありません。

3, 真実を藪やぶの中に追いやってはならない

芥川龍之介の短編小説に「藪の中」という作品があります。

同じ事件に遭遇した3人の男女が、その事件に関しそれぞれ自分で直接経験した事実を語るのですが、その語る事実は三者三様一致するところがありません。

要は、真実は“藪の中”にあり、読者には何が真実かは分かりません。

これら3名の関係者は、自ら直接経験した事実、直接見聞きした事実を語っているのです。

裁判所は、真実は藪の中だと言って事実認定から逃げることは許されません。関係者の証人尋問を通して、真実を発見していかなければならないのです。

しかしながら、真実の発見は、これらの証人が自らの経験事実を語るだけの場合でも難しいのが現実です。

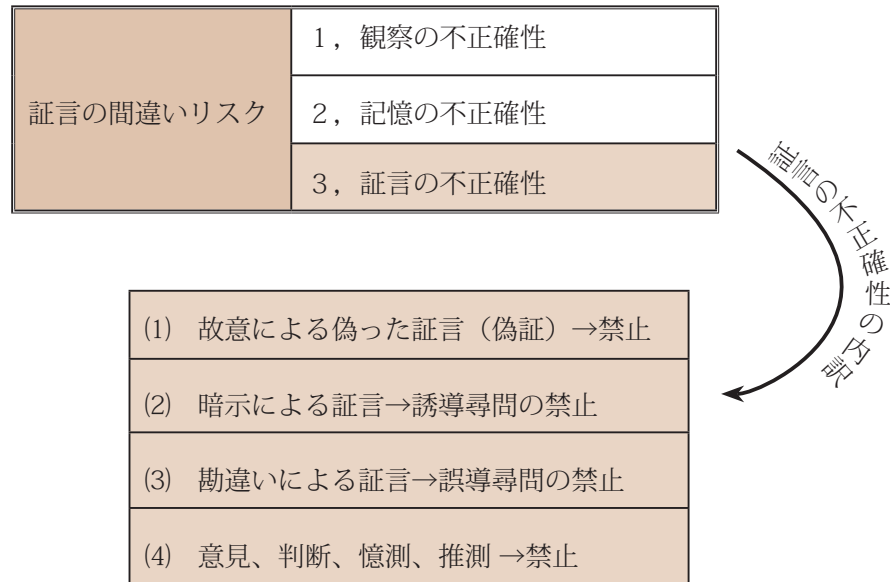
それを、証人に、憶測や想像をもって第三者の経験事実や客観的に存在する事実までも語らせると、それこそ、真実を“藪の中”に追いやってしまうかもしれません。

真実を藪の中に追いやってはならないのです。

三 証言の間違いリスク

証人は過去にあった出来事を見聞きし、見聞きしたことを記憶し、今ある記憶を裁判官の前で話すこととなりますが、どんな正直な証人でも、間違った証言をする可能性があります。

証言の間違い可能性は、証人の観察（見た・聞いた）、記憶、記憶したことの表現（証言）のそれぞれに、存在します。



1, 観察の不正確性

観察は、ビデオカメラで撮影し、あるいは機器を用いて観察して、記録に残す場合はともかくとして、正確性に難点があります。

関心のない事象については目に見ても記憶に残らない、ということはしばしばあるのです。

2, 記憶の不正確性

記憶も間違いを犯す場合があります。

記憶は時間の経過と共に薄れ、別の記憶と混同する等、当初の記憶が変容することがあります。

Aさんから聞いたと思っていた事柄が、実はBさんから聞いていた、その内容も実際に聞いたこととは正反対の内容であったという場合も、日常起こりうることなのです。

3, 証言の不正確性

記憶を表現（証言）する際の不正確さも多々あります。

- (1) 故意による偽り（偽証）
- (2) 暗示を受けやすい

証人は、訴訟で対立する当事者の一方から申請されて法廷で証言するのが一般的ですが、多くの場合、主尋問者に好意的です。ですから、客観的に語ったつもりでも、主尋問者の暗示にかかりやすくなります。

主尋問で誘導尋問が禁止されているのは、その理由です。誘導尋問については後述します。

- (3) 勘違いによる証言の危険

証人が勘違いによって証言することもあります。証人尋問の現場では、質問者が意図的に証人に勘違い証言をさせる誤導尋問が多発しています。誤導尋問については後述します。

- (4) 推測、憶測・想像・意見の混入
これは、前述のとおりです。

第二節 尋問のルールと誘導尋問

証言には、前述のような不正確性がありますので、民事訴訟規則などで証人尋問のルールを定めて、その不正確性をできるだけ排除するようにしています。

補足 — 尋問と質問 —

なお、本章で、証人に尋ねる言葉として「尋問」と「質問」という用語を使いますが、意味は同じです。尋問も質問も最高裁判所規則にある用語ですが、尋問はいかにも上から糾問するきゆうもんようなイメージがありますので、規則に記載がある、主尋問や反対尋問、誘導尋問や、慣用的に使われている誤導尋問などを除いて、質問者が証人に尋ねる言葉としては「質問」という用語を使っています。

順位	尋問の名称	質問目的	裁判所の許否
1	主尋問	依頼人に有利な事実を聴き出す	許可不要
2	反対尋問	主尋問に出た証言の信用性をぐらつかせる	許可不要
3	再主尋問	反対尋問でぐらついた証言を立て直す	許可不要
4	再反対尋問	再主尋問に出た証言をぐらつかせる	許可を要する
5	再々主尋問		許可を要する
6	再々反対尋問		許可を要する

一 交互尋問

証人尋問は、原告・被告が交互にします。

これを交互尋問といいます。この方法、特に、相手方からの質問を認めた反対尋問制度は、真相解明のためになくてはならない制度です。

二 主尋問

1. 主尋問の意味と目的

主尋問とは、「尋問の申出をした当事者の尋問」です。

主尋問の目的は、「立証すべき事項及びこれに関連する事項」について質問を行うことです。

2. 主尋問では、原則として、誘導尋問が禁じられている

(1) 誘導尋問の意味

普通の尋問は、証人に、具体的な事実で答える問いを発する質問です。例えば、被告にお金を貸したことは争われず、貸した金額が争われている事件を例にしますと、「あなたは被告にいくら貸しましたか？」が普通の質問です。

これに対し、質問する者が、問いの中に答えを用意しておく質問が誘導尋問です。

「あなたは被告に 500 万円を貸しましたか？」などです。

誘導尋問は、問いに対し「はい」か「いいえ」で答えることが出来る尋問でもありますので、証人は被告に貸した金額が違っていても、質問者が「500 万円を貸しましたか？」と尋ねると、「はい」と答えやすくなります。

	質 問	証 言
普通の尋問	あなたは被告にお金をいくら貸しましたか？	100万円を貸しました
誘導尋問	あなたは被告に 500 万円を貸しましたか？	はい

ここで証言例 1 を再現します。

A 弁護士 ㊦①君は原告と被告を知っているよな。知っているだろう。

証 人 ㊦は、はい。

A 弁護士 ㊦②原告が被告にお金を貸したことも知っているね。知っているだろう。

たしか 30 万円だったよな。

証 人 ㊦は、はい。

A 弁護士 ㊦③たしか被告の細君が病気になったので、お金が入り用になったのじゃなかったのかね。

証 人 ㊦はい。そうです。そのとおりです。

この 3 つの質問はすべて誘導尋問です。「はい」で回答していることから明らかでしょう。

(2) 誘導尋問が禁じられる理由

主尋問で誘導尋問が禁じられる理由は、証人は主尋問をする質問者に好意的であるため、質問者から誘導尋問がなされると、それが記憶と違う内容であっても「はい。そうです」と答えてしまう危険があるから、とされています。

誘導尋問は、原則として主尋問では許されませんが、争いのないこと

や内容に入る前段階の事項については、誘導尋問は許されます。

ですから、証人尋問例 1 の①「君は原告と被告を知っているよな。知っているだろう。」という質問は誘導尋問ですが、これはその内容に特に争いが無い限り、許されます。

反対尋問の場合は、原則として誘導尋問は許されます。

三 反対尋問

1, 意味と目的

反対尋問とは、「相手方の尋問」です。

反対尋問の目的は、証人が主尋問でした証言の価値を減殺することです。主尋問の効果を奪う、あるいは薄れさせることが目的になりますが、実務では、それだけでは満足をしないで、反対尋問をする側に有利な証言を引き出そうとして、いたずらに時間をかけることが多くなっています。

2, 反対尋問の重要性

一方当事者からする主尋問に答えるだけでは、真実は明らかにできません。一方聴いて沙汰するな、という言葉がありますが、ここでは、一方の質問に対する答だけで事実だと思ふな、という言葉が適切でしょう。証言は、相手方からする質問すなわち反対尋問にさらして、価値を持つのです。

「反対尋問こそは、証人の供述から落ちたもろもろの事情を探知するために最善の方法である」というのは著名な裁判官の言葉ですが、昔から、反対尋問は、真相の解明のために考案された技術として高く評価されているのです。

3. 反対尋問は両刃の剣^{もろは、つるぎ}

反対尋問の目的は、主尋問の効果を減殺することですが、反対尋問をし過ぎるとかえって逆効果になる場合がありますので、反対尋問は両刃の剣とされています。

— 反対尋問の失敗例 —

あるセクハラ事件で、原告代理人が被害者 A の母親の証人尋問をした後、加害者 B の代理人が立ち上がり、反対尋問を始めました。

母親は、主尋問で、その日の被害者 A が習字教室から出てきたときの様子、駐在所へ被害届に行くまでの様子、その後の A の治療経過、現状などを証言したのですが、B の代理人弁護士は、反対尋問で、細部にわたって尋問をしていきました。

母親の証言の矛盾を衝こうとしたものと思われる。

しかしながら、その弁護士が、重箱の隅をつつくような質問をすればするほど、それに答える母親の証言は、詳細になっていきます。

弁護士が、矛盾を衝こうとして質問を続けても、母親が語る事実は実際に彼女が見たこと、聞いたことを、そのまま語るのですから、矛盾など生ずるわけがありません。

それどころか、A の代理人が主尋問では聴き出し得なかった、被害者 A の被害の大きさが浮き彫りになってきたのです。

判決では、この種の事件の慰謝料としては非常に高額な損害賠償額が認められました（なお、このとき 68 才だった習字教室経営者は刑事事件の一審で、懲役 1 年の実刑判決を受けています）。

この事件では、反対尋問が、相手方を刺す剣にならず、吾と我が胸を刺す剣になったのです。

— 反対尋問の成功例 —

反対尋問の成功例として多くの書籍で紹介されている事例ですので、ここでも紹介いたします。

アメリカ合衆国第 16 代大統領リンカーンは、大統領になる前は、著名な刑事弁護士でした。そのリンカーンの若い時代のことです。

リンカーンは殺人事件の弁護を頼まれ、殺人現場を目撃したという証人の証人尋問の日を迎えました。

証人は、主尋問に答えて、被告人から 20 フィート（約 6 m）離れた位置で、被告人が被害者にピストルを向けて発射したのを見たと言います。犯行時刻は夜の 10 時頃ということでした。

リンカーンは、反対尋問で、証人に、場所は人家から離れていたのに何故見えたかという質問をし、証人は、月の光で見えたと言います。その後、リンカーンは月の光についての質問を続けます。

この証人は、リンカーンの巧みな尋問によって、後で月が出ていたという証言は勘違いだったと言えないほど、具体的に、月が出ていたことを証言させられました。犯行現場近くのブナの木が月の光でよく見えたとか、月の光を受けて拳銃の銃身が光り輝いていたなどの証言です。

その後でリンカーンは、当日の月の出は、犯行時刻より 3 時間も後であった事実を証明する暦を証拠に提出したのです。

これによりリンカーンは、月の光で被告人の殺人行為を目撃したという証言が偽証であることを暴いたのです。それだけではなく、リンカーンは、証人が真犯人だったことを暴いたのです。リンカーンの見事な反対尋問で、依頼人は無罪を勝ち取ることができました。

ちなみに、リンカーンが反対尋問で使った暦は、証明すべきことを証明する本来の証拠ではなく、相手方が提出した証拠の価値を減殺する意味の証拠で、「弾劾^{だんがい}証拠」と呼ばれるものです。

4. 反対尋問では原則として誘導尋問が許される

証人尋問例 4

これは前述のセクハラ事件の証人尋問です。

セクハラに加害者である B は、被害者とは別の生徒を証人として申請しました。その生徒に、その生徒は B がセクハラ行為をしたとされる時刻にその書道教室にいたが、その生徒はセクハラを目撃しなかった、したがって B の A に対するセクハラ行為はなかった、ということを証言させるためでした。

最初に被告である B の代理人が立ち上がります。

被告代理人 証人は、B がセクハラをしたといわれている〇年〇月〇日に、その習字教室に行きましたか？

証人 はい。

被告代理人 何時に行きましたか？

証人 午後6時より前に行きました。

被告代理人 B がセクハラをしたと言われている時刻は午後6時10分ですが、その時刻にはその教室にいたのですか？

証人 はい。

被告代理人 そこで、証人はBがAにセクハラをするのを見ましたか？

証人 いいえ。

被告代理人 セクハラはなかったのですか？

証人 はい。

被告代理人 主尋問を終わります。

その後で原告 A の代理人が立ち上がり、反対尋問を始める。

原告代理人 証人は20年もその習字教室に通っているということですが、その間その曜日は無遅刻無欠勤なのですか？

証人 いいえ、そんなことはありません。

原告代理人 ① 証人は本日この法廷に出る前に、私と会ったことがありますね。

証人 はい。

原告代理人 ② 私が、原告からもあなたを証人に申請したいと思うので会って事情を訊きたいと言って会っていただいたのですね。

証人 はい。

原告代理人 ③ 私と会って話をした日のことですがね。証人は毎週その曜日には午後6時までには習字教室に行っていたが、6時になってから習字教室に行ったこともある、と言われませんでしたか？

証人 はい。言いました。

原告代理人 6時になってから家を出たとしますと、習字教室には何時頃に着きますか？

証人 車で5分程度ですから午後6時5分には教室に着きます。(筆者注：セクハラ行為は午後6時10分なので、証人が6時5分に教室にいたとすると、セクハラがあればそれを目撃できたことになる。6時10分より後に教室に来たのだとするとセクハラ行為があってもそれに気が付かない可能性が大きくなるという状況下での尋問が続く)

原告代理人 ④ でも自動車で移動する場合、渋滞に巻き込まれたり、信号にかかるなどして意外に時間がかかるということもあったでしょう。

証人 はい。15分から20分くらいかかることもありました。

原告代理人 反対尋問を終わります。

この反対尋問のうちの①②③④の質問が誘導尋問です。

反対尋問では、証人が尋問者に好意的とは言えませんので、誘導尋問が許されるのです。

5, 深追いしない

読者は、証人尋問例 4 では、反対尋問が途中で終わっている印象を持たれるのではないかと思います。

もっと明確に「証人はセクハラ犯行時にはいなかった。だから証人がセクハラ行為を知らなくても不思議ではない」ことを証言させるべきだと思われるのではないかと考えます。

しかしながら、証人は被告の B が申請した証人です。

これを「敵性証人」と言いますが、敵性証人は、反対尋問者に好意的とは言えません。このような証人からもっと A に有利な証言を引き出そうとして反対尋問を続けるとどうなるか？

想定される証人尋問を書いてみましょう。

証人尋問例 4 の続き

原告代理人　　ということは、証人は、B がセクハラをしたと言われているその時には、書道教室にはいなかった可能性がある、ということですね。

証人　　いいえ。教室にいました。その頃私はその曜日は遅刻も欠席もしていません。ですから、その日午後 6 時 10 分に B が A にセクハラ行為をしたことはあり得ないことです。

という展開になる可能性があるのです。ですから、反対尋問では、深追いしないことが大切です。

四 再主尋問

再主尋問の意味と目的

再主尋問は、「尋問の申出をした当事者の再度の尋問」です。質問事項は「反対尋問に現れた事項及びこれに関連する事項」ですが、現実には、主尋問で訊き落とした内容まで質問が来ています。

ただ、アメリカではこの点厳密な運用がなされているのか、次のような面白い話が残っています。

米国のある法廷で

原告の異常な性格を証明するために被告の代理人が著名な精神科医を証人に申請したが、原告の異常さを原告の代理人がする反対尋問の中で明らかにした方が効果的だと考えて、次のような質問をした。

被告代理人	原告の精神状態はどんなものですか？
証人	異常ですな
被告代理人	主尋問を終わります
原告代理人	反対尋問はありません

被告代理人は、原告代理人の反対尋問で原告の異常な性格を明らかにするという当初の目論見がはたせず、慌てて、再主尋問で当初考えていた原告の異常さを立証しようとし再主尋問を始めたところ、裁判長より、再主尋問は反対尋問に出た事項およびそれに関連する事項しか質問できない、と言われ、何も質問できなかった。

第三節 禁じられた質問

一 誘導尋問

これについてはすでに説明しました。

二 誤導尋問

1, 誤導尋問の意味

誤導尋問とは、誘導尋問の一種ですが、この尋問は、質問の中に前提事実を挿入し、その前提事実が真実であるかどうか不確かなのに真実であると証人に思わせて、質問をしていく尋問方法をいいます。

いわば証人に勘違いをさせる尋問なのです。

なお、前提事実は、

- ① 第三者の経験事実や客観的な事実ですが、実務では、
- ② 証人が主尋問で証言した内容を故意による歪曲、過失による不正確な引用をして、それを前提とする場合もあります。

2, 誤導尋問が禁止される理由

誤導尋問は、証人を錯誤に陥らせて質問者の欲する答えを引き出そうとする点において極めて悪質な尋問とされ、主尋問、反対尋問を問わず禁じられています。

誤導尋問は、英米においては、ときに、当事者からフェアプレイの精神をけがす言動があるときに裁判所から訴訟審理のやり直しを命ぜられるミス・トライアル（不公正な審理）の対象になることもあるようです。

誤導尋問の質問内容の例と危険性

誤導尋問のタイプ	前提事実	危険性
①他人の経験事実を前提事実とするもの	Aさんはそこにいたのですが、あなたはAさんを見ましたか？	Aさんがそこにいたと勘違いして証言する
①客観的事実を前提事実とするもの	信号は青だったのですが、信号の色を見ましたか？	信号が青だったと勘違いして証言する
②証人が主尋問でした証言を歪曲して引用するタイプ	さきほどあなたはaと証言しました（実際に証人がした証言はb）が、それはおかしいではありませんか？	この誤導尋問は、証人の証言に矛盾はないのに、矛盾があると言って責めるためのもの

誤導尋問の①について、Aがある会場に行っていたか否かが争われている事件で、その会場にいた証人への質問を例にあげますと、

○ Aはその日その会場に行ったのですが、彼を見ましたか？

です。

この質問には、「Aがその日その会場に行った」という前提が挿入されています。この前提事実は他人の経験事実ですので、証人は、その前提事実が嘘であった場合でも、その事実を否定することは出来ません。

そこが質問者の狙いなのです。その質問を受けた証人は、Aがその日その会場に行ったことは真実であると考えた上で、どう証言するかを考えます。Aがそこに行ったのなら、自分も見ているはずだが、さて、あの前の方に座っていた3人組の1人かな……などと考え、

○ はい。Aの姿を見かけましたよ

と答える危険性があるのです。

誘導尋問は、証人の経験事実についての質問ですから、錯誤に陥る危険は誤導尋問に比べ少ないのですが、誤導尋問は、証人に、証人の経験事実でないものについて、それが真実であるとの前提を与えて、証言させるものですから、間違った証言をする危険性が大きいのです。

これが誤導尋問の①のタイプです。

②のタイプは、証人が主尋問でした証言とは異なるものを、証人がした証言内容だといって、反対尋問をしていくものですので、どうしても、証人と質問者の会話がスムーズにいきません。トラブルも起こります。しかしながら、法廷で質問をする者と質問される者の力の差は歴然としていますので、証人が質問者に、質問内容に異議があるなどと反論することは事実上できません。

主尋問でした証言を歪曲する誤導尋問が許されると、弁護士は、いつでも、証人を混乱させて、証言の妨害ができることになります。

①のタイプであれ、②のタイプであれ、誤導尋問は、主尋問、反対尋問を問わず、悪質な尋問として許されないのです。

三 その他

1, 証人を侮辱し、又は困惑させる質問

「証人を侮辱し、又は困惑させる質問」は、直接的には余りないように思えますが、反対尋問をする側が、証人が主尋問でした証言を歪曲しながら、その証言と反対尋問に答える証言が矛盾するなどと言って、証人を非難し、困惑させる質問はまみ見られます。

2, 既にした質問と重複する質問

“重複尋問”と言われる質問ですが、結構多いように思われます。

3, 争点に関係のない質問

「争点に関係のない質問」もあるのですが、反対尋問の場合は、証人に質問者の意図を察知させない意図のもとで一見争点とは関係がないように見える質問もしますので、それに該当する質問かどうか判断が容易でない場合もあります。

4, 証人の意見を求める質問

「証人の意見を求める質問」は実務上、極めて多いのが現状です、これはすでに説明したとおりです。

第四節 証人尋問に対する異議

一 主尋問に対する異議

1. 誘導尋問に対する異議

誘導尋問は、問の中に答を用意しておく質問ですから、聴いていて分かりやすく、最も異議を言いやすい質問です。

しかしながら、争いのない事項に関する誘導尋問やイントロ的な事項に関する誘導尋問には異議を言う必要はなく、争点に関する事項についての誘導尋問にのみ異議を言うべきです。

裁判所も、誘導尋問に対する異議はほとんど認めてくれています。

2. 誤導尋問に対する異議

誤導尋問は、質問の中に前提事実を挿入し、その前提事実が真実かどうか不確かなのに真実だというものですから、この質問に対しては必ず異議を言わなければなりません。

「原告代理人の質問の中に A という事実が挿入されていますが、この事実は真実であるかどうか明らかではありません。真実かどうか明らかなでない事実を真実であるとの前提を与えてする質問は、明らかに誤導尋問です。誤導尋問は誘導尋問の中でも特に悪質な尋問とされています。原告代理人には前提事実を挿入しない質問をさせていただきたい」との異議をいうべきです。

なお、質問の中に挿入された前提事実が真実かどうか明確でない場合、それが真実でないと言い切る自信のない弁護士は、異議を言うことに腰が引けるようです。

しかし、これは、誤導尋問というものを理解していないからと言う他ありません。

ここで改めて、誘導尋問と誤導尋問の違いを説明しておきます。誘導尋問は、問の中に答を用意していて、「はい」か「いいえ」で答えさせる質問です。証人は、質問者の意図を迎え入れて「はい」と回答する恐れはあるものの、「いいえ」と回答をすることは可能です。

つまり証人には「はい」か「いいえ」の選択が可能な質問なのです。

しかしながら、誤導尋問では、問の中に「はい」も「いいえ」も言わせない、「これが真実だ」という押しつけが挿入されているのです。証人がその前提事実「いいえ」と言えない質問なのです。

誤導尋問が、悪質な尋問とされているのは、ここに理由があるのです。

3. 他人の経験事実や客観的な事実を尋ねる質問に対する異議

証人尋問の現場では、証人に対し「事実はどうだったのか？」という、第三者の経験事実や客観的な事実を尋ねる質問が常態化しており、それに答える証人の証言も「事実はどうでした」「ああでした」という、証人の経験を語っているのか、そう思うからそう語っているのか判然としないものが実に多いのが現状です。

この証人の証言はそのまま証拠になりますので、このような質問を放置しておきますと、証人の憶測や想像で考え出した事実が現実にあった事実だと裁判所に誤解されてしまう危険があります。ですから、そのような質問に対しては、

「民事訴訟規則では、証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問は禁じられています。また証人に意見の陳述を求める質問も禁じられていますので、質問はすべて、『自らそうしました』『見ました』『聞きました』という証人が直接経験した形で事実のみを質問するようにせられたい」と異議を言うべきです。

ただ、この異議に対しては、裁判所は意外に冷たい反応を示します。しかしながら、「彼はその場所にいましたか？」という第三者の経験を尋ねる質問に代えて、「彼をその場所で見ましたか？」という証人自身の経験を尋ねる質問をしたからといって、余計な時間がかかるとは思えず、また、「信号は何色でしたか？」という客観的な事実を尋ねる質問の前に、「あなたは信号を見ましたか？」という証人の経験を尋ねる質問を挿入したからといって、証人尋問の時間がそんなに多くなるとも思えません。

ですから、裁判所は、証人が憶測を語っているのか、経験事実を語っているのかが不明確であるとの理由で異議が出た場合は、異議を認め、証人に経験事実を語らせるようすべきです。

4. 抽象的、評価的な言葉による質問に対する異議

「あなたはそのとき彼から侮辱されたのですか？」などの評価的な言葉で質問し「はい。侮辱されました」などの評価的な言葉で回答する証人尋問も結構多いのですが、侮辱されたというのは事実を語るものではなく、侮辱されたと感じた者の主観的な評価を語るものでしかありません。

このような証人の主観的な評価を語る証言は、感じ方の問題ですので間違いとは言えず、反対尋問で攻撃することは困難です。

しかしながら、証人が事実を語る場合、その事実の存在やその内容について争うことは可能ですので、反対尋問で崩すことも可能です。

証人に主観的な評価を尋ねる質問は、規則違反の「証人の意見の陳述を求める質問」になります。

このような事実を語らないで、評価的な証言のみをした場合は、異議を言うべきです。

「侮辱を受けたというのは意見でしかありません。意見の陳述を求める質問は禁じられています。意見の元になった事実のみを質問するようにしていただきたい」と異議を言うのです。

なお、評価的な質問や証言をする場合、陳述書を活用すべきであることは、119 ページで述べたとおりです。

陳述書を活用する証人尋問の例としては、次のようなケースが考えられます。

問①	陳述書にこれこれの事実が書いていますが、事実はこのとおりですか？
答①	はい
問②	そこであなたは、どう感じましたか？
答②	侮辱されたと感じました

このような質問だと、「侮辱されたと感じた」ことについての反対尋問は困難でも、その評価の元になった事実についての反対尋問は可能になりますので、相手方代理人も、異議を言えなくなるはずですよ。

なお、問①は誘導尋問です。主尋問では原則として誘導尋問は禁じられているのですが、陳述書を証拠として採用する限り、「事実陳述書に記載したとおりですか？」という誘導尋問は許されることになるのです。

二 反対尋問に対する異議

1, 主尋問での証言を不正確に引用する質問に対する異議

この質問は、前述した誤導尋問②型です。これに対しては、
 「被告代理人の質問の中に、証人が主尋問で証言した内容が引用されていますが、証人は主尋問では a と証言したのに、引用された証言は b になっています。正確な証言を引用しない質問はいわば誤導尋問です。正確な引用をするように指導してください」と異議を言うべきです。
 ただ、このような異議が言えるためには、次のような準備が要ります。
 すなわち、証人との事前の打ち合わせで、主尋問の内容とその答を正確に書いておき、いわばシナリオを作っておき、証人が主尋問です証言がシナリオの通りかどうかをチェックし、もしシナリオ通りでないときは、シナリオを訂正し、証人が主尋問でした証言を正確に記録しておく（証人尋問の席に弁護士が2人いると便利です）という準備です。
 なお、この異議については、担当裁判官が熱心にメモをとっている事件では、裁判官も理解を示してくれますので、非常に効果的です。

2, 証人に議論をしかける質問に対する異議

これは意見を求める質問であること、また、議論になれば、同じ質問を重ねてするいわゆる重複尋問になりますので、いずれも規則違反の質問になります。これを異議の理由とすべきです。
 ただ、この異議は、必ずしも裁判所に歓迎されるとは限りません。反対尋問の席では、証人の証言の信憑性を探るため、裁判所も、議論の結末を見守る必要があるからです。

3, 質問をしながら、途中で証言を遮ることに対する異議

質問を発しながら、証言を遮るとどうなるか？
 その後作成される証人調書では、

質 問 「あなたはこれこれを本当に目撃したのですか？」
 証 言 「……」

になっている可能性があるのです。
 つまり、その証人は、その質問に回答できなかった、という印象を、記録を見て判決を書く裁判官に抱かせる危険があるのです。
 ですから、このような、質問をしながら証言をさせない、あるいは証言を遮る質問には、断固、異議を言い、
 「被告代理人は証人に質問しながら、証言を遮ったが、これは質問を撤回するものか？ そうであれば、証人調書に代理人の質問の内容は記載されながら、それに対応する証人の証言は記載されないということのないように、明確に、質問を撤回するという言葉で質問を終えていただきたい。質問を撤回するつもりがないのなら、質問に対する証言を遮らないようにしていただきたい。」とすべきです。

4, 証人に対し言葉遣いが雑になってきたとき

「民事訴訟規則には、証人を侮辱し、又は困惑させる質問を禁じています。被告代理人は、証人に対し、紳士淑女に対する質問をしていただきたい」という異議というより注文をつけるべきです。

第五節 弁護士がすべき質問

一 証人の経験事実を、経験した状態で、質問する

特に、他人の経験事実や客観的に存在した事実は、証人が、見聞きした状態で語るということです。これはすでに述べたとおりです。

二 十分に事前の打ち合わせをする

弁護士は、証人申請をする前には、必ず、その証人予定者と面接して、その人が経験した事実を詳細に聴かなければなりません。

次の事例は、証人予定者が“その事実を知っている”と言った言葉だけを頼りに、弁護士が、証人予定者の経験事実を聴かないで、証人申請したと思える事案です。

これも随分古い話です。
ある法廷で、

A 弁護士 え？ ご存じないと言われるのですか？

証 人 はい。私は知りません。

A 弁護士 だって、あなたは、私と打ち合わせした際、そのことは知っていると言われていましたが……。

証 人 あれは思い違いをしていたのです。本当は、知りません。

慚然たる面持ちで、

A 弁護士 主尋問を終わります。

B 弁護士 反対尋問はありません。

三 失敗すれば、潔く引く

弁護士との打ち合わせの時は“知っている”と言い、証人尋問の席では“知らない”といった証人尋問が終わった後、傍聴席に移った証人の傍へ、A 弁護士の依頼人が近寄り、何事かを話しかけました。

A 弁護士は、裁判長と、次回期日の予定などの話をしています。

そこへ、傍聴席から、先ほどの証人が、「弁護士さん、弁護士さん、」とA 弁護士に声をかけます。

そこで、A 弁護士、傍聴席にいた証人の側に近寄り、耳を寄せます。
そして、自分の席に戻るや、

A 弁護士 裁判長！先ほどの証人のことですが、証人は、先ほどの証言で知らないと言ったことは嘘だ、今度は、本当のことを証言する、と述べていますので、再度証人尋問をさせて下さい。

驚いたような顔を見せながら、

裁判官 証人尋問は終わりました。再度の尋問の必要は認めません。

裁判官は、法廷でした証言は嘘だった、つまりは偽証をしたと平然と言う証人にも、それを咎めるでもなくその証人の次の証言は信用できると言わんばかりの弁護士の態度にも、そして、弁護士の準備不足にも、驚き、怪しみ、呆れたことでしょう。

弁護士は、このような醜態を見せてはなりません。

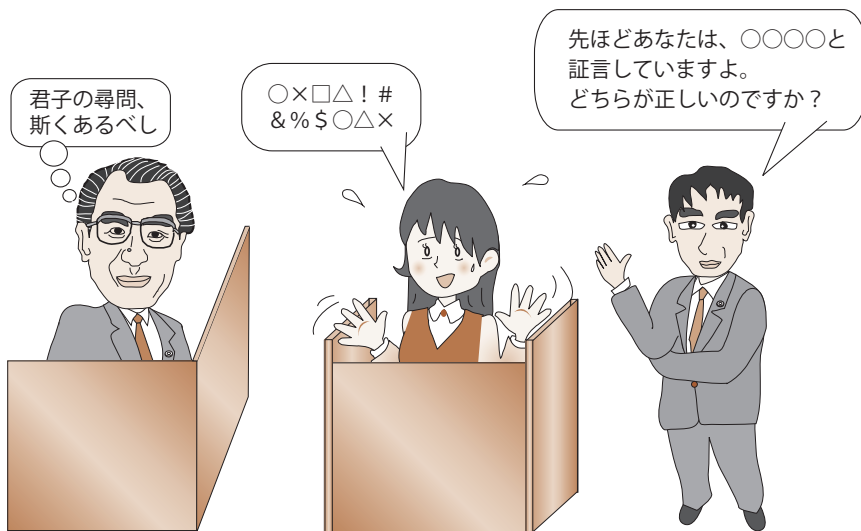
弁護士に限らず、人はそのことに失敗したと思ったら、そのことには執着しないで潔く身を引くことです。そこから先は何も予測の出来ない世界、執着すれば泥沼です。

四 証人の推測や憶測を極力排除する

これは一を徹底することで、可能になるはずです。

五 君子の尋問

— 証人の勘違いは、敵性証人であっても、正してあげること —



A 弁護士のした反対尋問のことです。

証人は、尋問の日、ずいぶん緊張し、反対尋問を受けた際、なにかを勘違いし、主尋問でした証言と矛盾することを言い出しました。

一瞬、主尋問をした B 弁護士に緊張が走ります。

B 弁護士は、A 弁護士がその矛盾を追求したとき、すぐに、証人に誤解があるので、誤解する前の尋問まで反対尋問を戻すよう異議を言うつもりで、反対尋問の続きを待ちました。

ところが、反対尋問をする A 弁護士は、怪訝な顔をして、その証人に、「何か勘違いされていませんか？ 先ほどあなたは主尋問ではこうこう言われましたが、今の反対尋問では、こうこう言われていますよ。それで良いのですか？ どちらが正しいのですか？」と質問したのです。

それを聞いた証人は、暫く、その弁護士の言葉を反芻するように時間を置き、「えっ、私がそんなことを言いましたか。すみません。事実は、こうこうです。」と主尋問でした証言と同じ証言をしたのです。

それを聞いて、A 弁護士は、再度、反対尋問で証人が言ったことは勘違いによるものであることを確認して、主尋問による証言を前提に、尋問を続けていきました。

その尋問にも、その後の反対尋問にも、B 弁護士は、心が洗われる思いをもったものでした。聴いていて安心の出来る尋問、見事な尋問だったのです。

一般に、筋が良い、と言われる事件では、誤導尋問や品のない揚げ足取りの尋問はありませんが、この事件の A 弁護士の尋問もそうでした。著名な裁判官の言葉に「訴訟は君子の争い」という言葉があります。この事件の相手方代理人である A 弁護士の尋問は、まさに、君子がする争い、君子がする尋問だったのです。

第六節 実務の現状と尋問力

一 実務の現状

一部の刑事事件において、と限定はされていますが、弁護士が証人尋問の際、何を立証しようとして尋問をしているのかが分からないような要領を得ない尋問、重箱の隅をつつくような、また、いつ果てるとも分からないような長い尋問、をしていることに、最高裁判所が^{へきえき}辟易している様が、170 ページ「裁判員制度の導入と弁護士の尋問力」の裁判員制度導入の発端になった司法制度改革審議会へ提出された最高裁事務局の資料に見られます。

これを見る限り、弁護士が理想通りの証人尋問をしているわけではないことが分かります。

考えてみますと、証人尋問ほど、弁護士に高度な知識と技術を求めているものはないのに、その学習や技術の習得がおろそかにされているものもないのではないのでしょうか？

裁判員制度が導入された後、徐々に、アメリカなどの外国の法曹界から、実務家を招聘（^{しょうへい}礼を尽くして人を招き呼ぶこと）して、尋問技術を学び習得する機会を設けるようになってはきていますが、証人尋問が、大学でも、ロースクールでも、司法研修所でも、体系的に教えられるということは、現在までのところありません。

ですから、ほとんどの法曹は、十分な尋問の知識も技術ももたないまま、弁護士になり裁判官になっているのですから、実務の世界では、理想通りの尋問がなされていないことは、言わば自然の理と言えましょう。

しかしながら、裁判員制度を迎えた現在、その対象事件に関しては、

裁判員にも分かり易い、短時間で争点や要点を浮き彫りにした、言語明晰、意味も明瞭な証人の経験を語る証言が、見られるようになるものと思われる。

そして、その尋問のあり方は民事事件でも見られるようになり、経験を語っているのか意見を述べているのかが判然としない尋問は徐々になくなっていくものと思われる。

二 尋問力

尋問力とは、君子のする尋問にふさわしく、尋問のルールに忠実に、主尋問では、自ら証明を要する事実を確実に立証し、反対尋問では、敵性証人の主尋問でした偽証、勘違いによる証言、推測などの意見を暴き、その証言の効果を減殺する力と言ってよいでしょう。

この場合、

主尋問では、周到な立証計画の元で、緻密な事実の整理と証拠の照合により争点を中心に精密な質問が出来ること

反対尋問では、証人の片言隻句も聞き落とさない注意力和集中力を持ち、その証言の中での矛盾、他の証拠との矛盾、相手方の主張との矛盾を一瞬で聴き分ける判断力、事実の核心部分に迫る弁論力を持ち、敵性証人の間違った証言を粉碎できること

合わせて、これらを生む論理的な思考力、^{めいせき}明晰な理解力、冷静さ、忍耐や自己抑制力、胆力、第三者の心中を見て取る直感力などを持つことが要求されるものと思われる。

裁判員制度の導入と弁護士の尋問力

裁判員制度は、国民の要望の中から生まれた制度ではありません。

小渕内閣時代の平成 11 年 7 月 27 日に司法制度改革審議会が設置され、その審議の中で、法曹三者（最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会）が合意して導入が決まった制度です。

この審議会が設置された直後、日本弁護士連合会は、欧米型の陪審員制度導入を提唱しました。これに対し、最高裁判所は、国民の司法参加は容認しないであろうとの一般の予想に反し、国民の司法参加を容認する姿勢を見せました。そしてその後の審議を経て裁判員制度が導入されることになったのです。

何故、最高裁判所は国民の司法参加を受け入れたのか？

それは、最高裁判所が、一部の刑事事件が「当事者が争点整理に非協力的であること等により、争点整理が不十分なまま証拠調べを行っていることに加え、当事者の尋問・質問が必要以上に詳細になっている」ことが原因で、長期化していること（平成 11 年 12 月 8 日の第 8 回司法制度改革審議会と翌日の第 8 回司法改革推進本部顧問会議に最高裁判所が提出した資料より）を嫌い、それを避け、迅速な裁判が出来るように国民の司法参加を容認したのだとされています。

そのような事情で裁判員制度が導入されていますので、裁判員制度のもとでの裁判は、裁判所、検察官、弁護士による公判前整理手続きを経た後は、3 ないし 5 日の短期間の集中審理で判決が言い渡される運用になっています。

ですから、弁護士は、裁判員制度のもとでの裁判では、時間のかからない効率の良い証人尋問力が要求されることになっているのです。